【任意様式④：開催団体規約】

〇〇〇公園プレーパーク等実行委員会規約

 第１章 総　則

（目　的）

第１条　この会は、〇〇〇公園において、子ども達が自然と触れ合いながら、自分の責任で自由に遊ぶ外遊びの場を提供することにより、こどもの成長段階に応じた心身の健全な発達や社会性を育むとともに、〇〇〇公園の環境整備等を通じて地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

（名称及び所在地）

第２条　この会は、〇〇〇公園プレーパーク等実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務所を北九州市〇〇区〇〇町に置く。

（事　業）

第３条　実行委員会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）〇〇〇公園におけるプレーパークの開催・運営に関する事業

（２）〇〇〇公園における愛護会活動（概ね月１回の除草や清掃等）に関する事業

（３）その他、第１条の目的を達成するために必要な事業

 第２章 会　員

（資　格）

第４条　会員は、本実行委員会の目的に賛同する個人及び団体により構成されるものとする。

（会　費）

第５条　会費は総会にて決定し、別途定める。

（入　会）

第６条　会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

２　会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

（会　費）

第７条　会費は総会にて決定し別表に定める。

（会員の資格喪失）

第８条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき

（３）１年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退　会）

第９条　会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１０条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）この会則に違反したとき

（２）この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

（会費の不返還）

第１１条　会員が納入した会費はその理由を問わず、これを返還しない。

第３章 役　員

（役　員）

第１２条　第３条の事業を円滑に実施するため、実行委員会に次の役員を置く。

(1) 会 長 １名

(2) 副会長 ３名

(3) 会 計 １名

(4) 監 事 １名

（役員の選任）

第１３条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事は、会長、副会長及びその他の役員と相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１４条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が会務を総理できないと認められるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　会計は、実行委員会の会計・経理を担当する。

４　監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第１５条　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、その期間が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

（役員の報酬）

第１６条　役員は無給とする。ただし、手当、旅費を支給することができる。

（役員の選任）

第１７条　役員は総会において選任する。

第４章 会　議

（会議の種類）

第１８条 実行委員会の会議は、定期総会・臨時総会・役員会とする。

（会議の開催）

第１９条 定期総会は毎年１回開催する。

２ 必要があると認められるときは、会長が臨時総会・役員会を開催する。

（会議の定足数）

第２０条 総会は会員の２分の１以上の出席をもって成立する。

（会議の議長）

第２１条 会議の議長は、会長が務める。

（会議の議決）

第２２条 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第５章 会　計

（経　費）

第２３条 実行委員会の経費は、会費及び、補助金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第２４条 実行委員会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

第６章 補　則

（委　任）

第２５条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この規約は、令和　年　月　日から施行する。